

監査公表第6号（令和5年6月9日、県公報第404号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和4年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した  
本庁定期監査の結果（令和4年11月14日4監総第424号）に基づき、知事か  
ら措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり  
公表する。

令和5年6月9日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
福岡県監査委員職務執行者	大島道人

福岡県監査委員 塩川正一殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
福岡県監査委員職務執行者 大島道人殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて331,730円減少しているものの、依然として多額である。	本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。 行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。 また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。

<p>建築都市部</p>	<p>領収証紙により徴収した開発行為許可申請手数料及び開発登録簿写し交付手数料について、当該納付書の紙面と彩紋にかけて消印すべきところ、これが漏れていた。</p>	<p>所属長は、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制に係るリスク対応シートに再発防止策を明記するとともに、領収証紙を取り扱う係員及び係長に対して、会議を開催し、今回の誤りを周知徹底する。</li> <li>・担当者、係長及び出納員は消印証紙日計表の決裁時に領収証紙納付書のすべてについて消印の確認を行う。</li> <li>・日計表の決裁について、新たに収入事務担当の係長を確認者として追加し、チェック体制の強化を図る。</li> </ul>
	<p>住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて 11,486,748 円増加している。</p>	<p>住宅管理使用料の債権回収については、引き続き以下の取組を行い、収入未済額の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に対しては、家賃の滞納を未然に防止するため、入居説明会や、入居後に配付する県営住宅だよりを通じて、口座振替制度の周知を行い、その積極的活用を促進する。</li> <li>・家賃滞納者に対しては、文書に加え、夜間の電話や訪問による督促を実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認め、滞納家賃の徴収に取り組む。</li> <li>・退去した滞納者の家賃回収については、業務を委託している弁護士法人の履行状況の把握を徹底し、回収強化に取り組む。</li> </ul>